平成２９年（フ）第１０６号
兵庫県加古川市加古川町稲屋36番地の２グランプレステージ加古川Ⅱ－209号
債務者　キングドルクスこと　大矢　信惠
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩崎　篤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７４号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万203番地１
債務者　松田　正和
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１号
島根県浜田市熱田町566番地10（２－211）
債務者　髙木　恭子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第１０２号
北海道北斗市追分４丁目１番41号
債務者　井ノ上佑太
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０４号
函館市高丘町41番12号
債務者　湊　　訓枝
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
函館市時任町９番６号　レジデンス時任102
債務者　佐々木　大
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
北海道標津郡中標津町東十九条南６丁目５番地　富士マンション６
債務者　村山　　峻
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第２４号
山形県天童市北久野本３丁目８番19号　コーポアルカディア　203号
債務者　瀧内　光顕
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
山形市長町３丁目３番21号　メゾン321　A号
債務者　室岡　将人
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
石川県輪島市三井町本江への10番甲地
債務者　谷内　良夫
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第１７号
山形県酒田市若宮町２丁目８番４号
債務者　加藤　俊彦
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２１号
山形県酒田市本楯字広面68番地の１
債務者　三丁目　愛
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２８１号
埼玉県新座市栄３丁目５番29号　ヴィラ青葉201号室
債務者　早川　文平
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
埼玉県新座市栄５丁目１番32号　田口ガーデンハイツ101号室
債務者　佐々木秀夫
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
埼玉県新座市栄５丁目１番32号　田口ガーデンハイツ101号室
債務者　佐々木あや子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
埼玉県川口市戸塚３丁目35番21号　グリーンヴィレッジ東川口101、旧住所埼玉県川口市東川口５丁目26番12－202号　ライオンズヴィアーレ東川口
債務者　横塚由起夫
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７８号
埼玉県川口市領家３丁目９番１号
債務者　黒部　孝一
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係